平成30年6月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成30年(ワ)第5939号 発信者情報開示請求事件 口頭弁論終結日 平成30年5月9日

判

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主

- 1 被告は、別紙対象目録の「原告」欄記載の各原告に対し、それぞれ対応する同目録の「日時」欄記載の日時頃に「IPアドレス」欄記載のインターネットプロトコルアドレスを使用してインターネットに接続していた者の「発信者情報」欄記載の各情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及が理由

第1 請求

10

25

主文同旨

15 第2 事案の概要

本件は、別紙対象目録に係る各レコードの送信可能化権を有すると主張する原告らが、氏名不詳者が上記各レコードを圧縮して複製したファイルをコンピュータ内の記録媒体に記録して蔵置し、被告の提供するインターネット接続サービスを経由して自動公衆送信し得る状態にした行為により上記送信可能化権を侵害されたことが明らかであり、権利の侵害に係る発信者情報の開示を受ける正当な理由があると主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)4条1項に基づき、経由プロバイダである被告に対し、上記発信者情報の開示を求める事案である。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨に より認められる事実。)

- (1) 被告は、一般利用者に対してインターネット接続プロバイダ事業等を行っている株式会社である。
- (2) 別紙対象目録の「レコード製作者」欄記載の者は、それぞれ対応する同目録の「実演家」欄記載の実演家が歌唱する「楽曲」欄記載の楽曲を録音したレコード(以下「本件各レコード」と総称する。)を製作し、「発売年月日」欄記載の日に「CD(商品番号)」欄記載の商業用12センチ音楽CDに収録して日本全国で発売した。(甲3の1~12)
- 2 争点

10

- (1) 権利侵害の明白性
- (2) 発信者情報開示を受けるべき正当理由の有無
- 第3 争点に対する当事者の主張
 - 1 争点(1) (権利侵害の明白性) について

[原告らの主張]

氏名不詳者(以下「本件各発信者」という。)は、本件各レコードを圧縮して複製したファイルをコンピュータ内の記録媒体に記録して蔵置した上、被告の提供するインターネット接続サービスを利用して、それぞれ対応する同目録の「IPアドレス」の割当てを受けてインターネットに接続し、「日時」記載の日時頃、ファイル交換共有ソフトウェアであるShare互換ソフトウェアにより、インターネットに接続している不特定の他の同ソフトウェア利用者からの求めに応じて同ファイルをインターネット回線を経由して自動的に送信し得る状態に置き、もって、本件各レコードの送信可能化権を侵害した。

「被告の主張」

送信可能化されたファイルが本件各レコードの複製物であるかは客観的な証拠がなく、不知である。

2 争点(2) (発信者情報開示を受けるべき正当理由の有無) について [原告らの主張] 原告らは、本件各レコードの送信可能化権を侵害した本件各発信者に対して、 損害賠償請求権や差止請求権を行使する必要があるから、本件各発信者について 別紙対象目録の「発信者情報」欄記載の各情報(以下「本件各発信者情報」と総 称する。)の開示を受ける正当な理由がある。

5 〔被告の主張〕

損害賠償請求権や差止請求権を行使するには住所及び氏名が判明すれば十分であり、電子メールアドレスの開示を受ける必要はないから、電子メールアドレスについては正当な理由は認められない。

第4 争点に対する判断

1 争点1 (権利侵害の明白性) について

被告は送信可能化されたファイルが本件各レコードの複製物であることを争うが、証拠(甲2の1~12、甲3の1~12)によれば、本件各発信者は、本件各レコードを圧縮して複製したファイルをコンピュータ内の記録媒体に記録して蔵置した上、被告の提供するインターネット接続サービスを利用し、同ファイルを自動的に送信し得る状態に置いたとの事実が認められる。

したがって、同行為により、原告らが有する本件各レコードの送信可能化権 が侵害されたことが明らかであると認められる。

2 争点2(発信者情報開示を受けるべき正当理由の有無)

上記1によれば、原告らは本件各発信者に対して著作権(送信可能化権)侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等を有するところ、原告らが本件各発信者に対してその権利を行使するためには、本件各発信者情報の開示が必要である。

そして、本件発信者に対してインターネット接続サービスを提供していた被告は、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項の「開示関係役務提供者」に当たり、本件各発信者情報を保有しているものと認められる(甲 4 の 1 ~ 1 2)。そうすると、原告らは、被告に対して、本件各発信者情報の開示を求めることができ

る。

開示すべき発信者情報に関し、被告は、電子メールアドレスの開示を受ける必要はないと主張するが、プロバイダ責任制限法4条1項に係る総務省令においては、電子メールアドレスも侵害情報の発信者の特定に資する情報として規定されている上、転居などの事情によって本件発信者の実際の住所が、被告が本件発信者の住所として保有しているものと異なる可能性もあることに照らすと、電子メールアドレスの開示が不要ということはできない。

したがって、原告らには被告から本件各発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

10 3 結論

よって、本訴請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとし、主 文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官					
	佐	藤	達	文	
裁判官					
	三	井	大	有	
裁判官					

今 野 智 紀

別紙

対象目録

番号	1	2	3	4
原告	株式会社ソニー・ミュージ	株式会社ソニー・ミュージ	株式会社フライングドッグ	株式会社アニプレックス
	ックレーベルズ	ックレーベルズ		
日時	平成29年8月15日	平成29年8月6日	平成29年8月5日	平成29年8月6日
	23時43分44秒	18時7分0秒	10時5分45秒	6時4分50秒
I Pアドレス	(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
発信者情報	氏名,住所	氏名,住所	氏名,住所	氏名,住所
	電子メールアドレス	電子メールアドレス	電子メールアドレス	電子メールアドレス
レコード製作者	株式会社ソニー・ミュージ	株式会社ソニー・ミュージ	株式会社フライングドッグ	株式会社アニプレックス
	ックレーベルズ	ックレーベルズ		
実演家	ClariS	ClariS	沼倉愛美	LiSA
楽曲	ヒトリゴト	ヒトリゴト	叫べ	Catch the Moment
C D	ヒトリゴト	ヒトリゴト	叫べ	Catch the Moment(期間生
(商品番号)	(VVCL-1012)	(VVCL-1012)	(VTCL-35243)	産限定盤)(SVWC-70235)
発売年月日	平成29年4月26日	平成29年4月26日	平成28年11月2日	平成29年2月15日

番号	5	6	7	8
原告	株式会社ソニー・ミュー	エイベックス・エンタテイ	株式会社フライングドッグ	株式会社アニプレックス
	ジックレーベルズ	ンメント株式会社		
日時	平成29年8月7日	平成29年8月2日	平成29年8月5日	平成29年8月9日
	3時20分18秒	1時31分1秒	6時13分6秒	7時32分49秒
I Pアドレス	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)
発信者情報	氏名,住所	氏名,住所	氏名,住所	氏名,住所
	電子メールアドレス	電子メールアドレス	電子メールアドレス	電子メールアドレス
レコード製作者	株式会社ソニー・ミュー	エイベックス・エンタテイ	株式会社フライングドッグ	株式会社アニプレックス
	ジックレーベルズ	ンメント株式会社		
実演家	ClariS	Various Artists	下地紫野	LiSA
		(和楽器バンド,加治ひとみ)		
楽曲	ヒトリゴト(期間生産限	Valkyrie-戦乙女-	God Save The Girls	Catch the Moment
	定盤)			
C D	ヒトリゴト(期間生産限	「双星の陰陽師」オープニ	God Save The Girls	Catch the Moment<期間生
(商品番号)	定盤)	ング&エンディングテーマ	(VTCL-35241)	産限定盤>
	(VVCL-1013)	~Valkyrie-戦乙女-/アイ		(SVWC-70235)
		ズ~ (AVCD-83581)		
発売年月日	平成29年4月26日	平成28年6月24日	平成28年10月26日	平成29年2月15日

番号	9	1 0	1 1	1 2
原告	株式会社フライングドッグ	株式会社フライングドッグ	キングレコード株式会社	株式会社トイズファクトリー
日時	平成29年8月4日	平成29年8月11日	平成29年10月9日	平成29年10月16日
	5時32分3秒	4時27分2秒	1時14分55秒	5時13分12秒
I Pアドレス	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
発信者情報	氏名,住所	氏名,住所	氏名,住所	氏名,住所
			電子メールアドレス	
レコード製作者	株式会社フライングドッグ	株式会社フライングドッグ	キングレコード株式会社	株式会社トイズファクトリー
実演家	野水いおり	千菅春香	水樹奈々	Mr.Children
楽曲	miele paradiso	愛の詩-words of love-	TESTAMENT	祈り~涙の軌道
CD	miele paradiso	愛の詩-words of love-	TESTAMENT	祈り~涙の軌道
(商品番号)	(VTCL-35231)	(VTCL-35225)	(KICM-1770)	(TFCC-89371)
発売年月日	平成28年7月27日	平成28年4月27日	平成29年7月19日	平成24年4月18日

当事者目録

原	生	株式会社	生ソニー	• ミューミ	ジック
		レーベ	レズ		
原	告	株式会	社フライ	ングドッ	ッグ
原	告	株式会	社アニ	プレック	ノス
原	告	エイベッ	クス・エン	タテインメ	ント
		株式会社	生		
原	告	キングレコード株式会社			会社
原	告	株式会社	生トイズ	ファクト!	J —
上記6名訴訟代理人弁	護士	尋	木	浩	司
		林		幸	平
		笠	島	祐	輝
		前	田	哲	男
被	告	ソフト	・バンク	株式会	: 社
同訴訟代理人弁	護 士	金	子	和	弘